

水産研究・教育機構における研究活動の不正行為に関する調査結果等について

1. 調査に至る経緯

平成29年7月11日に、水産研究・教育機構（以下、「機構」という。）における研究活動の不正行為への告発窓口に対して、研究不正行為が行われた疑いがある旨の書面による通報があった。これを受け、機構は調査の必要性の有無を判断するための予備調査委員会を7月18日に設置し、7月19日から8月8日まで予備調査を実施した結果、8月18日に予備調査委員会より本調査の必要性が認められた旨の報告書が提出された。

このため機構は、研究活動の不正行為への対応に関する規程第13条に基づき、調査委員会を設置し調査を開始した。

2. 調査の実施

(1) 調査委員会の体制

以下の構成で調査委員会を設置し、平成29年10月12日に本調査を開始した。

- 委員長 伊藤 文成（水産研究・教育機構 理事）
- 委員 安田英二郎（安田法律事務所 弁護士）
- 委員 菅野 信弘（北里研究所 理事、北里大学 教授）
- 委員 大島 淳（長浜バイオ大学 教授）
- 委員 前 章裕（水産研究・教育機構 監事）
- 委員 釜石 隆（水産研究・教育機構 研究開発コーディネーター）

(2) 調査対象

- 1) 対象者：里見 正隆（所属：水産研究・教育機構 中央水産研究所
水産物応用開発研究センター 衛生管理グループ 主任研究員）
- 2) 対象論文：
Nippon Suisan Gakkaishi 80(6), 956-964 (2014)
題名「シメサバ調味液から分離されたヒスタミン生成乳酸菌の分類と増殖特性」のうち、図表 Fig.2

(3) 調査方法

- 1) 予備調査委員会の調査資料の精査及び委員からの聞き取り調査
- 2) 対象者及び関係者からの聞き取り調査
- 3) 対象論文、実験ノート、関係報告書の精査
- 4) 研究経費の使用等の精査
- 5) 再現実験（検証実験）
- 6) 調査対象論文と関係する論文等の予備調査
- 7) その他 調査委員会で審議の上決定する

(4) 調査期間 平成29年10月12日～平成30年2月15日

3. 調査結果

(1) 認定した特定不正行為の種別 改ざん

(2) 特定不正行為に関与したと認定した研究者

水産研究・教育機構 中央水産研究所 水産物応用開発研究センター
衛生管理グループ 主任研究員 里見 正隆

(3) 当該論文の共著者の関与

共著者はそれぞれ当該研究に寄与しているが、当該図の作成には共著者の関与はなく里見主任研究員のみが担当しており、いずれの共著者も当該図が不正行為によって作成されたものであるか否かを草稿段階の図から判断することは極めて困難であったことから、不正への関与はなかったと判断した。

(4) 結論

当該図は、19菌株由来のDNAを使って論文に記載の方法に基づいた実験により作成されたものではなく、1株由来のDNAから作成されており、改ざん（研究資料に細工や変更する操作を行い、得られた結果を真正でないものに加工した）されたものと判断した。ただし、調査委員会による実験ノートの精査と再現実験の結果により、当該図の改ざんは対象論文の結論に影響を与えるものではないことが判明した。

4. 当機構の対応

外部の有識者を含めた措置を検討する委員会において、機構が行う措置内容を審議し、以下のとおり実施することとした。

(1) 改ざんと認定された調査対象論文については、対象者へ撤回を勧告するとともに、前論文の結果に新たなデータを加えて再投稿を行うことに協力するように指示した。なお、投稿先学術誌の編集委員会の論文受理方針にしたがって対応するものとする。

また、必要に応じて、当該論文を引用している著者にその旨連絡する。

(2) 対象者が現在研究代表者となっている運営費交付金（一般研究）課題は代表者を交代させて継続するものとし、今後の当人の参画及び研究費使用を認めないものとする。

また、対象者が現在研究分担者となっている運営費交付金（一般研究）課題については、当人による研究費使用を認めないものとする。

(3) 特定不正行為があったと認定された研究費の相当額と算定された研究資金（交付金）の返還を求める。

(4) 機構内の競争的資金に加え農林水産省所管及び他府省所管のすべての研究資金について、平成30年度以降平成33年度末までの4年間、対象者の研究代表者及び研究分担者としての申請を制限するものとする。

5. 関係者の処分

このたび特定不正行為が認定されたことを受け、今後、懲戒処分等審査委員会を開催し、関係者の懲戒事項等の審査を行い、処分を行う予定。

6. 再発防止策

当機構では、研究不正防止に関する行動規範、基本方針ほか関係規程を整備し、当機構の職員が社会からの信頼と付託に誠実に応えるべき責務を負っていることを自覚した上で、日々の研究業務に取り組むこととしていた。

これまで、職員に対して、研究者倫理の向上及び不正行為防止に関する研修を実施するとともに、周知徹底を図っているところではあるが、このたびの特定不正行為の発覚により、当機構に研究倫理意識の欠如した研究開発職員が存在することが明らかになった。このような研究倫理に反する行為は機構のみならず、科学技術全般への信頼を損ねるものであり、このような事案が発生したことは誠に遺憾である。

これは、機構のこれまでの研究不正防止に対する取組が十分な効果を発揮していなかったと考えられるので、今後、当機構は研究者倫理のより一層の徹底と再発防止を図るため、次の方策を講じることとした。

- 1) 理事長がコンプライアンスの確保が組織にとって不可欠であることを訴えるメッセージを発信する。
- 2) これまでの研修を継続するとともに、教材を全管理職に配布する。さらに、研究不正の防止に効果的な新たな研修の内容を検討し、可能な限り早期に導入する。
- 3) 実験データの記録を含む研究記録に係る取組を平成 30 年度より試行的に開始するとともに、この取組の実施状況を精査しつつ、平成 30 年度内にこれに関する規程を策定する。
- 4) 平成 30 年度より関係規程を整備し、各研究所等に「研究管理責任者（管理職）」を定め、研究成果の事前確認（チェック）を強化する。
- 5) 4) に関し、研究管理責任者を専門的な視点で補佐（実質的に確認）する者（再任用：研究開発職）を各研究所等に配置する。
- 6) 4) 及び 5) に関し、研究成果（論文等）の確認（チェック）に係る具体的な方法等については、平成 30 年度より試行的に対応しつつ、問題点等に留意しながら、平成 30 年度内にこれに関する規程を策定する。
- 7) 内部監査に研究開発職員を同行させ、各研究所等において研究不正の防止策が適切に講じられているかの確認、コンプライアンス意識の醸成、研究不正防止対策等の普及、業務環境の実態把握を行う。
- 8) 正規雇用職員に比べ弱い立場にある契約職員に対し、研究者が不適切な行為を強制すること等を防ぐ（けん制する）ため、研究所長等の管理職が定期的に契約職員との面談を行う。
- 9) 平成 30 年度に規程を改正し、各研究所等に研究不正に関する相談窓口を設置する。